

議案第19号

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和2年2月25日提出

八幡浜市長 大城一郎

記

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(八幡浜市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 八幡浜市道路占用料徴収条例(平成17年条例第176号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
(占用料) 第2条 市道を占用する者から占用料を徴収する。 2 <u>占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意をした占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(以下「各年度の占用料の額」という。)の合計額(各年度の占用料の額が100円に満たない場合にあつては、当該各年度の占用料の額を100円として合計した額)とする。</u>	(占用料) 第2条 市道を占用する者から占用料を徴収する。 2 <u>占用料の額は、別表に定めるところによる。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、同表に定める金額に100分の110を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>

3 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、同項本文の規定により算定した額（同項本文の規定により100円とした場合にあつては、100円とする前の額）に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合においては、各年度の占用料の額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

4 前2項の規定による占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

5 (略)

(占用料の算定)

第3条 占用料の算定は、別表備考に定めるところによる。

(占用料の徴収方法)

第5条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意をしたときは、当該許可をし、又は同意をした日から1月以内に徴収するものとする。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

3 (略)

(占用料の算定)

第3条 占用料の算定は、次による。

(1) 占用が1箇月に満たないときは、1箇月として算定する。

(2) 年額によるものの占用期間が1箇年に満たない場合は、年額の12分の1に相当する金額を1箇月の占用料金として算定する。

(3) 占用が1平方メートル又は1メートルに満たないものは、1平方メートル又は1メートルとして算定する。

(4) 1件が10円に満たない場合は、10円とする。

(占用料の徴収方法)

第5条 占用料は、法第32条の規定により占用を許可したとき

は、当該許可をした日から1箇月以内に徴収するものとする。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度4月30日までに徴収するものとする。

## 改正後

## 改正前

別表

(単位：円)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につ き1年	<u>420</u>
	第2種電柱		<u>650</u>
	第3種電柱		<u>880</u>
	第1種電話柱		<u>380</u>
	第2種電話柱		<u>610</u>
	第3種電話柱		<u>830</u>
	その他の柱類		<u>38</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メ ートルに つき1年
地下電線その他地下に設ける線類	<u>2</u>		
路上に設ける変圧器	1個につ き1年	<u>370</u>	
地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>230</u>	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につ き1年	<u>760</u>	
郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320</u>	
広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>960</u>	

別表

(単位：円)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につ き1年	<u>1,000</u>
	第2種電柱		<u>1,600</u>
	第3種電柱		<u>2,200</u>
	第1種電話柱		<u>930</u>
	第2種電話柱		<u>1,500</u>
	第3種電話柱		<u>2,100</u>
	その他の柱類		<u>72</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メ ートルに つき1年
地下電線その他地下に設ける線類	<u>5</u>		
路上に設ける変圧器	1個につ き1年	<u>700</u>	
地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>480</u>	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につ き1年	<u>1,400</u>	
郵便差出箱		<u>600</u>	
広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>4,400</u>	

	その他のもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>760</u>		その他のもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,400</u>
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未 満のもの		長さ1メ ートルに つき1年	16	法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未 満のもの		長さ1メ ートルに つき1年	48
	外径が0.07メートル以 上0.1メートル未 満のもの			23		外径が0.1メートル以 上0.15メートル未 満のもの			72
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未 満のもの			<u>34</u>		外径が0.15メートル以 上0.2メートル未 満のもの			<u>95</u>
	外径が0.15メートル以 上0.2メートル未 満のもの			<u>45</u>		外径が0.2メートル以 上0.4メートル未 満のもの			190
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未 満のもの			68		外径が0.4メートル以 上1メートル未 満のもの			480
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未 満のもの			91		外径が1メートル以 上のもの			<u>950</u>
	外径が0.4メートル以 上0.7メートル未 満のもの			160					
	外径が0.7メートル以 上1メートル未 満のもの			230					
外径が1メートル以上のも の		<u>450</u>							
法第32条第1項第3号及び第4号に掲 げる施設			占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>760</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲 げる施設			占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,400</u>
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1の もの	Aに <u>0.005</u> を 乗じて得た額	法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1の もの	Aに <u>0.003</u> を 乗じて得た額		
		階数が2の もの				Aに <u>0.008</u> を 乗じて得た額		階数が2の もの	Aに <u>0.005</u> を 乗じて得た額
		階数が3以 上のもの				Aに <u>0.01</u> を 乗じて得た額		階数が3以 上のもの	Aに <u>0.006</u> を 乗じて得た額

	上空に設ける通路			<u>480</u>
	地下に設ける通路			<u>290</u>
	その他のもの			<u>760</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	<u>10</u>
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	<u>96</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき1月	<u>96</u>
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>960</u>
	標識		1本につき1年	<u>610</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>10</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>96</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	<u>10</u>
		その他のもの	その面積 1平方メートルに	<u>96</u>

	上空に設ける通路			<u>2,900</u>
	地下に設ける通路			<u>1,500</u>
	その他のもの			<u>1,400</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	<u>44</u>
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	<u>440</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき1月	<u>440</u>
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>4,400</u>
	標識		1本につき1年	<u>1,100</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>44</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>440</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	<u>44</u>
		その他のもの	その面積 1平方メートルに	<u>440</u>

	アーチ	車道を横断するもの	つき1月	1基につき1月	<u>960</u>
		その他のもの			<u>480</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積	1平方メートルにつき1年	<u>760</u>
令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積	1平方メートルにつき1年	<u>96</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					<u>76</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積	1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの				Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの			Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及	建築物		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		

	アーチ	車道を横断するもの	つき1月	1基につき1月	<u>4,400</u>
		その他のもの			<u>2,200</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積	1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>
令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積	1平方メートルにつき1年	<u>440</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					<u>140</u>
令第7条第8号に掲げる施設並びに同条第9号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積	1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの			Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの				Aに0.006を乗じて得た額

び自動車駐 車場			乗じて得た額
令第7条第 11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	占有面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.019を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を 乗じて得た額
令第7条第 13号に掲 げる施設	トンネルの上又は高速自動 車道若しくは自動車専用道 路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの		Aに0.019を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を 乗じて得た額	

備考

1～5 (略)

6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、  
占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

備考

1～5 (略)

(八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部改正)

**第2条** 八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例（平成17年条例第184号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表第3 港湾施設占用料				別表第3 港湾施設占用料					
種別	分類及び単位		金額	摘要	種別	分類及び単位		金額	摘要
野積場、 物揚場	(略)				(略)				
	4	電柱、支柱、鉄柱の設置 1本につき1箇年	420円		4	電柱、支柱、鉄柱の設置 1本につき1箇年	1,000円		
	5	電話柱の設置 1本につき1箇年	380円		5	電話柱の設置 1本につき1箇年	930円		
	6	公衆電話所の設置 1個につき1箇年	760円		6	公衆電話所の設置 1個につき1箇年	1,400円		
	(略)				(略)				
備考 (略)				備考 (略)					

(八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例の一部改正)

**第3条** 八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例（平成17年条例第188号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表第1 水域及び公共空地占用料				別表第1 水域及び公共空地占用料					
種別	単位		金額	摘要	種別	単位		金額	摘要
	期間	数量				期間	数量		
(略)					(略)				
電柱、支柱、 鉄塔	1年	1本	420円		電柱、支柱、 鉄塔	1年	1本	1,000円	
(略)					(略)				
備考 (略)				備考 (略)					

(八幡浜市漁港管理条例の一部改正)

第4条 八幡浜市漁港管理条例(平成17年条例第189号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後					改正前				
(罰則) 第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。 (1)～(3) (略) (4) <u>第16条又は第17条第1項</u> の規定による市長の命令に <u>従わない者</u>					(罰則) 第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。 (1)～(3) (略) (4) <u>第15条又は第16条第1項</u> の規定による市長の命令に <u>違反した者</u>				
別表第2 占用料					別表第2 占用料				
種別	目的	単位	金額	摘要	種別	目的	単位	金額	摘要
物揚場 占用料	(略)				物揚場 占用料	(略)			
	電柱、支柱、 鉄柱設置	1本につき 年	420円			電柱、支柱、 鉄柱設置	1本につき 年	1,000 円	
	(略)					(略)			
備考 (略)					備考 (略)				
別表第4 水域及び公共空地占用料					別表第4 水域及び公共空地占用料				
種別	単位		金額	摘要	種別	単位		金額	摘要
	期間	数量				期間	数量		
(略)					(略)				
電柱、支柱、 鉄塔	1年	1本	420円		電柱、支柱、 鉄塔	1年	1本	1,000 円	
(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				

(八幡浜市都市公園条例の一部改正)

第5条 八幡浜市都市公園条例(平成17年条例第193号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 (使用料)  (単位：円)				別表第2 (使用料)  (単位：円)			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
(略)				(略)			
占用	電柱	1本につき	420	占用	電柱	1本につき	1,000
	電話柱	1年	380		電話柱	1年	930
	公衆電話所	1個につき	760		公衆電話所	1個につき	1,400
	(略)				(略)		
(略)				(略)			

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(八幡浜市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の八幡浜市道路占用料徴収条例第2条及び第3条並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。  
(八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第2条の規定による改正後の八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る港湾施設占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る港湾施設占用料については、なお従前の例による。  
(八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第3条の規定による改正後の八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る水域及び公共空地占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る水域及び公共空地占用料については、なお従前の例による。

(八幡浜市漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の八幡浜市漁港管理条例別表第2及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る占用料並びに水域及び公共空地占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る占用料並びに水域及び公共空地占用料については、なお従前の例による。

(八幡浜市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の八幡浜市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料等の改定その他所要の改正を行うため。

